

猪名川町告示第71号

猪名川町高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年6月9日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 6 月 9 日

要 綱 第 5 7 号

猪名川町高齢者特別給付金支給要綱（平成10年要綱第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第6号中「424,900円」を「432,900円」に改める。

第5条中「35,408円」を「36,075円」に改め、同条ただし書中「424,900円」を「432,900円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の猪名川町高齢者特別給付金支給要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

猪名川町高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 年額<u>432,900円</u>以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 他の地方公共団体が支給する本要綱と同趣旨の給付金(年額<u>432,900円</u>以上。以下「他の地方公共団体の給付金」という。)を受給しているとき。</p> <p>(給付金の額)</p> <p>第5条 給付金の額は、月額<u>36,075円</u>とする。ただし、年額<u>432,900円</u>未満の公的年金又は他の地方公共団体の給付金を受給している者については、<u>432,900円</u>から当該公的年金又は他の地方公共団体の給付金の額を控除した額を12で除して得た額を月額とする。</p>	<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 年額<u>424,900円</u>以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 他の地方公共団体が支給する本要綱と同趣旨の給付金(年額<u>424,900円</u>以上。以下「他の地方公共団体の給付金」という。)を受給しているとき。</p> <p>(給付金の額)</p> <p>第5条 給付金の額は、月額<u>35,408円</u>とする。ただし、年額<u>424,900円</u>未満の公的年金又は他の地方公共団体の給付金を受給している者については、<u>424,900円</u>から当該公的年金又は他の地方公共団体の給付金の額を控除した額を12で除して得た額を月額とする。</p>